

実施要領の別表について

別表 1

登録手数料

(登録の日から登録証に記載された年度の年度末まで有効とする。)

種 別	金 額	備 考
認定希望事業者	15,000 円	再登録料も左記のとおり

別表 2

あいち認証材管理台帳 別添のとおり

別表 3

伝票等に記載する事項

<p><u>この木材は、〈あいち認証材〉です。</u></p> <p><u>愛知県産材認証機構認定事業者登録番号 No. ○○○</u></p> <p><u>合法性確認方法： ○○○○書の確認による</u></p>

【参考】合法性確認ができる書類例

- ・森林経営計画認定書及び森林経営計画書（森林法施行規則第 34 条、森林経営計画制度運営要領）
- ・森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第 15 条）
- ・伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第 10 条の 8）
- ・林地開発許可証（森林法第 10 条の 2）
- ・保安林内立木伐採許可決定通知書（森林法施行令第 4 条の 2）
- ・適合通知書（愛知県保安林及び保安施設地区内における立木伐採及び作業許可等事務処理要領第 26 の 2、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について（49 林野計第 479 号林野庁長官通知））
- ・確認通知書（伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について（49 林野計第 479 号林野庁長官通知））
- ・支障木伐採に係る契約書 等